

## 昭和二十六年運輸省令第十三号

港湾調査規則

(昭和二十二年運輸省令第二十四号)を次のように改正する。

(通則)

統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である港湾統計を作成するための調査(以下「調査」という。)の実施については、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)  
第二条 調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この省令で「港湾」とは、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾をいう。

(調査の範囲及び事項)

第四条 調査は、甲種港湾については次に掲げる事項について、乙種港湾については第一号から第三号までに掲げる事項について行う。

一 入港船舶

二 船舶乗降人員

三 海上出入貨物

四 本船荷役

五 泊地及び係船岸

(調査期日)

第五条 前条に掲げる事項は、甲種港湾については毎月末日をもつてその年間の、乙種港湾については毎年十二月末日をもつてその月間の、乙種港湾について

第六条 削除

(報告義務者の範囲)

第七条 調査は、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定した者(以下「報告義務者」という。)に対して行う。

一 第四条第一号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長

二 第四条第二号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者

三 第四条第三号に掲げる事項については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長

四 第四条第四号に掲げる事項については、港湾運送業を営む者

五 第四条第五号に掲げる事項については、その管理者

六 前各号に掲げる者のか、当該事項の実態を把握することができる者

第八条 都道府県知事は、報告義務者に対し、当該事項の調査期日までに、国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

(報告)

第九条 前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、次の区分により同条の都道府県知事に報告しなければならない。

調査事項	甲種港湾	乙種港湾
第四条各号	報告期日	調査年
2 都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るもの)を国土交通大臣に送付しなければならない。	調査年一月末日まで	調査年三月末日まで
3 國土交通大臣は、第一項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾につては年次別に全国集計をするものとする。	調査年十二月末日	調査年三月末日まで

## (集計事項及び集計方法)

第十一条 都道府県知事は、第四条に掲げる事項について、国土交通大臣が定める集計表により、各港湾ごとにこれを集計し、次の区分により国土交通大臣に提出しなければならない。

区分	甲種港湾	乙種港湾
月報	第三号	第二号
調査事項	第四条第一号及び第四条各号	第四条第一号から第三号
提出期日	調査月の翌月末日	調査年の翌年三月末日まで
年報	第四条各号	調査年三月末日まで
調査事項	第四条第一号から第三号	調査年三月末日まで
提出期日	調査年の翌年三月末日まで	調査年三月末日まで

十二条 都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るもの)を国土交通大臣に送付しなければならない。

十三条 調査の事務に従事させるため、関係都道府県に法第十四条に規定する統計調査員(以下「調査員」という。)を置く。

調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集め、その他調査に関する事務に従事する。

第十二条 削除

(立入検査等)

第十三条 法第十五条第一項の規定により検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に對し質問をすることができる事項は、第四条に掲げる事項とする。

(結果の公表)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第三項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾について月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。

月報 調査年一月末日

年報 調査年の翌年十二月末日

(調査票等の保管)

第十五条 調査票は、都道府県知事が二年間保管しなければならない。

国土交通大臣は、調査票情報等及び集計表を収録した電磁的記録を作成し、これを永年保存する。

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

附則 (昭和二十九年一月三日運輸省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。但し、別表(一)及び別表(二)の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四一年一二月一七日運輸省令第六六号)

この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一四日運輸省令第六二号) 抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和四五年七月一四日運輸省令第六二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。

(施行期日)

附則 (昭和四六年一月一日運輸省令第二号) 抄

1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四六年五月一日運輸省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	(昭和四六年一二月二七日運輸省令第七〇号)
この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。	
附 則	(昭和四七年一二月二〇日運輸省令第六四号)
この省令は、昭和四八年一月一日から施行する。	
附 則	(昭和四八年一二月二八日運輸省令第六一号)
この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。	
調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。	
附 則	(昭和四九年一二月一九日運輸省令第五〇号)
この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。	
附 則	(昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
(施行期日)	
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五五年一二月二二日運輸省令第四四号)
1	この省令は、昭和五六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。
2	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
附 則	(昭和五六年一二月二六日運輸省令第五四号)
この省令は、昭和五七年一月一日から施行する。	
附 則	(昭和五七年一二月二七日運輸省令第三五号)
1	この省令は、昭和五八年一月一日から施行する。
附 則	(昭和五八年一二月二二日運輸省令第一号)
この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律第三条の規定の施行の日(昭和五八年一月二十三日)から施行する。	
附 則	(昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄
(施行期日)	
1	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。
第一条	
附 則	(平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	(平成五年一〇月一日運輸省令第三〇号)
1	この省令中第一条の規定は平成六年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。
2	調査期日又は調査の時期の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。
例	
附 則	(平成一年一二月一三日運輸省令第四九号)
1	この省令は、平成十二年一月一日から施行する。
2	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
附 則	(平成一二年三月二四日運輸省令第一一号) 抄
(施行期日)	
第一条	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則	(平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄
(施行期日)	
1	この省令は、令和六年一月一日から施行する。

第一条	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	(平成一四年八月二二日国土交通省令第九七号)
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	(平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	(平成一九年九月一八日国土交通省令第八二号)
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	(平成二〇年一〇月一日国土交通省令第八一号)
この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。	
附 則	(平成二一年三月三〇日国土交通省令第一五号) 抄
(施行期日)	
1	この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
第一条	この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
(港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置)	
第四条	この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の港湾調査規則第九条第一項の規定により港湾調査の申告を求められている者は、第三条の規定による改正後の港湾調査規則第九条第一項の規定により港湾調査の報告を求められた者とみなす。
附 則	(平成二一年一〇月三〇日国土交通省令第六二号)
(施行期日)	
1	この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
(経過措置)	
2	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
附 則	(平成二六年一一月七日国土交通省令第八六号)
(施行期日)	
1	この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)	
2	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
附 則	(平成二六年一一月七日国土交通省令第八六号)
(施行期日)	
1	この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)	
2	調査期日が前項ただし書に規定する規定の施行の日前に属する港湾調査(港湾調査規則第一条に規定する調査をいう。)については、なお従前の例による。
3	この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(令和元年一二月一六日国土交通省令第四五号)
(施行期日)	
1	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。
2	(港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置)
3	この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)	
1	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。
附 則	(令和五年一二月二十五日国土交通省令第九六号)
(施行期日)	
1	この省令は、令和六年一月一日から施行する。

3

2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合計	
		水俣港	八代港	三角	中津港	細島港	宮崎港	志布志港	加治木港	鹿児島港	那霸港	金武湾港	百六十六港
		熊本港	佐伯港	佐賀蘭港	別府港	油津港	古江港	喜入港	川管理	米之津港	表港	平良港	中城湾港
		津久見市尾港	大分高田港	大分高田港	臼野港	福島港	熊野江港	（屋久島町）	浮津港	獅子島港	島町）	石垣港	（屋久島町）
		草港	門港	門港	國東港	延岡港	延岡新港	波見港	根占港	大根占港	前泊港	長山港	五百十二港
		岐宿港	牛深港	牛深港	守江港	美々津港	内海港	鹿屋港	垂水港	桜島港	津脇港	多良間港	百六十港
		富江港	高浜港	高浜港	日出港	外浦	外浦	隼人港	指宿港	串木野新港	やすら浜港	黒島港	五百二十一港
		玉ノ浦港	富岡港	合津港	臼杵港	鹿児島県	鹿児島県	（長島町）	（鹿児島県）	黒之浜	竹島港	上地港	五百二十二港
		伊王島港	姫戸港	姫戸港	浦代港	高島港	高島港	（島間港）	（島間港）	切石	船浦港	白浜	五百二十三港
		高島港	天草港	天草港	丸	相の浦港	相の浦港	（南之浜港）	（南之浜港）	若松港	（築港）	（築港）	五百二十四港
		鬼池港	本渡港	本渡港	上天	本渡港	本渡港	（古仁屋港）	（古仁屋港）	青方港	（与論港）	（与論港）	五百二十五港
		本港	印通寺港	印通寺港		印通寺港	印通寺港	（築港）	（築港）	竹敷港	（築港）	（築港）	五百二十六港
		須奈港	比田勝港	比田勝港		比田勝港	比田勝港	（築港）	（築港）	仁田港	（築港）	（築港）	五百二十七港
		峰港	大島港	大島港		大島港	大島港	（築港）	（築港）	川内港	（築港）	（築港）	五百二十八港
		仁位港	福島港	福島港		福島港	福島港	（築港）	（築港）	平戸港	（築港）	（築港）	五百二十九港
		鹿見港	有川港	有川港		有川港	有川港	（築港）	（築港）	川内港	（築港）	（築港）	五百三十港
		仁田港	玉ノ浦港	玉ノ浦港		玉ノ浦港	玉ノ浦港	（築港）	（築港）	青方港	（築港）	（築港）	五百三十一港
		竹敷港	伊王島港	伊王島港		伊王島港	伊王島港	（築港）	（築港）	若松港	（築港）	（築港）	五百三十二港
		本港	岐宿港	岐宿港		岐宿港	岐宿港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十三港
		印通寺港	富江港	富江港		富江港	富江港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十四港
		大島港	牛深港	牛深港		牛深港	牛深港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十五港
		福島港	高浜港	高浜港		高浜港	高浜港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十六港
		平戸港	富岡港	富岡港		富岡港	富岡港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十七港
		川内港	合津港	合津港		合津港	合津港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十八港
		青方港	姫戸港	姫戸港		姫戸港	姫戸港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百三十九港
		若松港	天草港	天草港		天草港	天草港	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百四十港
		相の浦港	丸	丸		丸	丸	（築港）	（築港）	相の浦港	（築港）	（築港）	五百四十一港